

令和 8 年度整備主任者研修（法令研修）の開催について

愛媛運輸支局

標記について、下記のとおり開催します。

予約制ではありません。会場の定員を超過した場合、受講できない可能性があります。

記

1. 研修日時及び場所

※定員数は 1 回当たりの人数です。駐車場の都合上、対象地区を分けて研修を実施いたします。可能な限り事業場内でお乗り合わせの上、お越し願います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※同一事業場に複数の整備主任者を選任している場合はこの限りではありませんが、可能な限り指定された日時に受講くださいますようお願いいたします。

日付	時間・対象地区	対象	定員	場所（会場）
10 月 22 日（木）	午前：10:00～12:00（大洲東、大洲西、三瓶） 午後：14:00～16:00（内山、野村、半島）	西予	80	西予支部自動車整備研修センター （西予市宇和町東多田 38-2）
10 月 23 日（金）	午前：10:00～12:00（新居浜ディーラー、 新居浜東） 午後：14:00～16:00（新居浜南、新居浜西）	新居浜	120	東予自動車会館 （新居浜市本郷 3 丁目 5-35）
10 月 26 日（月）	午前：10:00～12:00（宇和、大洲中央） 午後：14:00～16:00（長浜、八幡浜）	西予	80	西予支部自動車整備研修センター （西予市宇和町東多田 38-2）
10 月 27 日（火）	午前：10:00～12:00（朝倉、今治中央、大島） 午後：14:00～16:00（今治北、大三島）	今治	100	今治市越智郡自動車整備事業協同組合 （今治市阿方 592-1）
10 月 28 日（水）	午前：10:00～12:00（川之江、伊予三島（ 松村町、下柏町）） 午後：14:00～16:00（伊予三島（その他）、 土居）	四国 中央	200	川之江ふれあい交流センター 大会議室 （四国中央市川之江町 4069-1）
10 月 29 日（木）	午前：10:00～12:00（今治西） 午後：14:00～16:00（桜井、伯方）	今治	100	今治市越智郡自動車整備事業協同組合 （今治市阿方 592-1）
10 月 30 日（金）	午前：10:00～12:00（西条） 午後：14:00～16:00（西条西）	西条	120	東予自動車会館 （新居浜市本郷 3 丁目 5-35）

11月4日(水)	午前：10:00～12:00(11号線(東温市)) 午後：13:30～15:30 (城北、56号線(東垣生、西垣生))	松山	200	愛媛県自動車整備振興会 3階大ホール (松山市森松町1075-2)
11月5日(木)	午前：10:00～12:00(今治南、大西・菊間) 午後：14:00～16:00(今治東)	今治	100	今治市越智郡自動車整備事業協同組合 (今治市阿方592-1)
11月6日(金)	午前：10:00～12:00(宇和島中部、鬼北) 午後：14:00～16:00(宇和島東部)	宇和島	120	道の駅 みなとオアシスうわじま きさいや広場 市民ギャラリー (宇和島市弁天町1丁目318-16)
11月10日(火)	午前：10:00～12:00(宇和島南部、津島) 午後：14:00～16:00(吉田、南宇和))	宇和島	120	道の駅 みなとオアシスうわじま きさいや広場 市民ギャラリー (宇和島市弁天町1丁目318-16)
11月13日(金)	午前：10:00～12:00(11号線(松山市)) 午後：13:30～15:30 (56号線(空港通)、56号線(北斎院、南斎院、高岡、南吉田))	松山	200	愛媛県自動車整備振興会 3階大ホール (松山市森松町1075-2)
11月17日(火)	午前：10:00～12:00(城西、56号線(余戸)) 午後：13:30～15:30 (三津、北条)	松山	200	愛媛県自動車整備振興会 3階大ホール (松山市森松町1075-2)
11月19日(木)	午前：10:00～12:00(城南、33号線北)) 午後：13:30～15:30 (伊予市・伊予郡)	松山	200	愛媛県自動車整備振興会 3階大ホール (松山市森松町1075-2)
11月26日(木)	午前：10:00～12:00(33号線中央、56号線(生石、竹原、土居田、富久)) 午後：13:30～15:30 (33号線南・上浮穴)	松山	200	愛媛県自動車整備振興会 3階大ホール (松山市森松町1075-2)

※研修開始2時間前に気象等による避難指示が市町村から研修実施会場の地域に発令されている場合は延期いたします。

延期、その後の振替日程については四国運輸局ホームページ

自動車技術安全部→整備保安課→整備主任者研修(法令研修)→愛媛にて掲載いたします。

2. 研修対象者

各事業場に届け出されている道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号の整備主任者(自動車検査員を兼務している者で、令和8年度の自動車検査員研修を受講した者を除く。)

3. 研修内容

整備事業に関する法令及び通達、その他整備主任者に必要な事項等

4. 研修教材

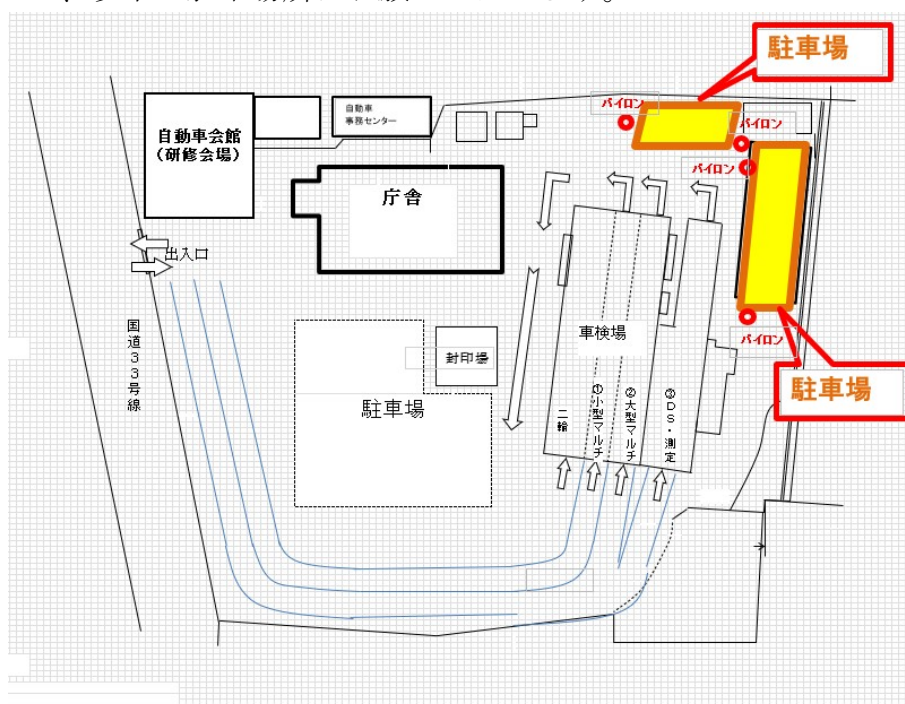
整備主任者法令研修教材（令和8年度版）

一全国教材 } ※各研修教材は、四国運輸局ホームページからダウンロードして
一地域教材 } 印刷し、持参願います。

※ 研修資料については、四国運輸局ホームページ（組織別情報＞自動車技術安全部＞整備主任者・自動車検査員研修
（<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/seibisyuninsyakensyuu.html>））に掲載しております。

5. その他

- ・筆記用具を持参して下さい。
- ・研修を正当な理由がなく受講されない場合は、行政処分の対象となる場合があります。
- ・場所（松山会場）で受講をされる方は、申請で来庁される方の車両が駐車できなくなりますので、以下の駐車場所をお願いいたします。



6. 自動車整備振興会及び自動車車体整備協同組合からのお知らせ

（一社）愛媛県自動車整備振興会からお知らせがありますので、別途、ホームページ等の確認をお願いします。

TEL：089-956-2181

URL・・・<https://www.easpa.jp/>

愛媛県自動車車体整備協同組合からお知らせがありますので、別途、ホームページ等の確認をお願いします。

TEL：089-957-8740

URL・・・<https://www.ehime-syatai.com/>

7. 問い合わせ先

愛媛運輸支局 検査整備保安部門

住 所：愛媛県松山市森松町 1070 番地

T E L：089-956-1561

H P：<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/annai/ehime.html>